

総務省統計局における統計データの二次利用に係る取組の基本的方向

平成 20 年 3 月 6 日
総務省統計局

統計法（平成 19 年法律第 53 号）において創設する統計データの二次利用制度について、同法第 37 条に基づき独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という）に委託して下記のサービス提供を行うことを基本的方向とし、平成 21 年度の同法施行に向けて必要な検討及び準備を進める。

記

1. 提供するサービス

総務省統計局所管の統計調査について、行政機関等及び一般利用者に向けた以下のサービスを提供する。なお、下記のサービスに関して要望のある府省については、別途提供を検討する。

(1) 調査票情報の保管

調査票情報（電磁的記録に限る。以下同じ。）、符号表その他のドキュメント類（以下「符号表等」という。）の集積・保管を行う。

(2) 匿名データの作成

統計調査ごとに適用する秘匿措置（リサンプリング、トップコーディング等）を提示した仕様に基づき調査票情報を編集・加工し、匿名データを作成する。

国立大学法人一橋大学において、試行的に提供を行った統計調査については、試行結果等を踏まえた上で、匿名データの作成を行う。

また、要請のある府省に対し、統計調査の特性等に応じて適用すべき秘匿措置の提示等、匿名データの作成方法（仕様）についての支援を行う。

(3) 匿名データの保管・提供

匿名データ及び符号表等の集積・保管については統計センターに委託するとともに、そのデータ利用に関して学術研究の発展その他の総務省令で定める要件に合致する一般からの依頼に応じ、受益者負担の原則の下、匿名データの提供を行う。

(4) オーダーメイド集計

総務省が所管する統計調査について、統計センターの業務の状況を勘案しつつ、学術研究の発展その他の総務省令で定める要件に合致する一般からの依頼に応じ、受益者負担の原則の下、統計の作成等を行う。

その際、一般の依頼者における手数料に係る負担軽減等の観点から、依頼者が作成したプログラムを実行することにより統計の作成等を行う方法の導入を検討する。また、このために必要となるプログラム言語、サンプルデータその他当該方法の導入に必要な基準、ルール、手続等について整理する。

(5) その他

調査票情報の二次利用(法第32条)及び提供(法第33条)について、他の府省等から依頼がある場合には、統計センターを活用しつつ、調査票情報等を複写し、依頼のあった府省等に送付する業務を行う。

2. 国立大学法人等との連携(サテライト機関)

サービス利用のアクセシビリティに配慮する観点から、国立大学法人等の公的機関と連携し、上記1のサービス内容の全部又は一部を提供する「サテライト機関」について検討する。

統計データの二次利用構想

